

目次

第一章 教育部の任務

- 一、支部教育部の任務
- 二、組合教育部の任務
- 三、地方評議會教育部の任務

第二章 早教育機関

- 一、茶話會
- 二、婦人話友會
- 三、研究会

- A 理論的研究會
- B 戰術及組合事務の研究會
- 四、特別研究会 以上

これは日本労働組合評議會教育
 部の方針に基き、吾ら中国地方
 評議會創立大會の決議に依りて教
 育部の決定した労働者教育の方
 針と其方法である。
 各組合、各支部の教育者は何
 卒この方針、この方法に基き、労
 働者教育に尽力せられん事を
 切望す。

大正十四年八月

日本労働組合評議會
中国地方評議會 教育部

第一章 教育部の任務

日本労働組合評議會教育部の労働者教育方針に基き、各組合
 及各支部教育部が必すなすべきはならぬ事項

第一項 支部教育部の任務

- 一、茶話會日の開催。(第二章第一項参照)
- 二、茶話會の方法に就ては、常に組合の教育部と協議すること。
- 三、婦人組合員の在る支部又は工場に於ては、婦人茶話會を開催し、(工場等)
- 四、組合員の勤務せる工場に未加盟者の多数ある場合は、組織部と協議し、(A)工場内問題の起る場合は、直ちに是れと補正の派(組合)を(B)又は平時は時々親時會のやうなものを催すべく努力すること。
- 五、支部員と組合の研究會と其他の教育會とを連絡せしめ、努力すること。
- 六、一般支部員の爲めに適當なる書籍、パンフレット等を選擇推薦すること。